

キシレン新指針値対応 4 VOC登録受付のご案内

令和元年 6月 17日（月）

日本接着剤工業会



P1
日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

- ・それでは日本接着剤工業会としての 4 VOC基準適合製品登録制度のキシレン新指針値対応についてご説明いたします。

目 次

JAIA

1. 厚生労働省キシレン新指針値に対応するJAIA 接着剤中含有量管理値
 2. キシレン新指針値対応製品登録のスケジュール
 3. 室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程（第9版）変更点
 4. 申請方法
 5. 4VOC基準適合製品(キシレン新指針値対応)登録申請書(第3版)VOC様式－2
 6. 新規申請製品リスト
 7. (キシレン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表VOC様式－6
 8. 登録確認書
 9. 個別証明書
 10. 登録マーク表示モデル
 11. 新登録番号について
- 参考資料
12. 4 VOC基準適合製品登録[変更・取消]届出書
 13. 申請者登録書（非会員のみ）
 14. 4 VOC基準適合(キシレン新指針値対応)製品登録(更新)申請書
 15. 更新製品リスト(第3版)

P2



日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

・目次です。

キシレン新指針値に対応したJAIA接着剤中含有量(wt%) 管理値			
JAIA		厚労省指針値	870 μg/m ³ → 200 μg/m ³
より厳しい管理が必要となる接着剤種 登録申請が必要	JAIA キシレン含有量管理値 (wt%)	接着剤の種類	登録件数 登録申請 受付時期
接着剤中キシレン含有量 再確認が必要なため 申請毎に審査、登録 製品には登録確認書、 個別証明書を送付	0.01%未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形	21 11月
従来の管理値と 変わらない接着剤種		α-オレフイン樹脂系	41 11月
JAIAで切換え 登録確認書、個別証 明書を令和2年1月に 送付予定		水性高分子イソシアネート系	480 10月
		ホットメルト形	705 8月
	0.03%未満	ビニル共重合樹脂系エマルション形	339 11月
		ビニル共重合樹脂系溶剤形	4 11月
		エポキシ樹脂系	370 2月 登録番号は5000000
	0.1%未満	酢酸ビニル樹脂系エマルション形	967 自動更新、1月末に登録確認書送付
		アクリル樹脂系エマルション形	312 自動更新、1月末に登録確認書送付
		ウレタン樹脂系	976 自動更新、1月末に登録確認書送付
		変成シリコーン樹脂系	441 自動更新、1月末に登録確認書送付
		シリル化ウレタン樹脂系	15 自動更新、1月末に登録確認書送付
		ゴム系ラテックス形 ※	102 自動更新、1月末に登録確認書送付
		ゴム系溶剤形	188 自動更新、1月末に登録確認書送付
		ホルムアルデヒド樹脂系	121 自動更新、1月末に登録確認書送付

P2

日本接着剤工業会

・今回キシレンの新指針値が870 μgから200 μgに引き下げられたことにより当工業会の接着剤中のキシレン含有量管理値はこの表の様に変わります。

- 接着剤種毎に、管理値が異なります。現行管理値である0.1%未満のまま変わらない接着剤種はこの8種類です。これらについては日本接着剤工業会にて自動更新し、登録確認書と個別証明書をご送付いたします。
- またより厳しい管理が必要となる接着剤種はこの7種類となります。これらについては管理方法が変わりますので再度、移行登録申請が必要となります。工業会に登録申請書をご提出ください。
- 従来と基準が変わらない0.1%未満の製品以外で移行申請しない製品については4 VOC基準適合の表示ができなくなりますのでご注意ください。
- 新指針値対応済の登録番号はすべて5番台の番号となります。

キシレン新指針値対応製品登録のスケジュール													
JAIA													
8月9日(火8月2日) ホットメルト形 の移行登録申請受付開始 費用1,000円/件 有効期限は変更無し	10月11日(木10月4日) 水性高分子イソシアネート系 の移行登録申請受付開始 費用1,000円/件 有効期限は変更無し	11月15日 (火11月8日) 酢酸ビニル樹脂系溶剤形 αオレフィン樹脂系 ビニル共重合樹脂系エマルション形 ビニル共重合樹脂系溶剤形 の移行登録申請受付開始 費用1,000円/件、有効期限は変更無し	2月12日(木2月5日) エポキシ樹脂系 の移行登録申請受付開始 費用1,000円/件 有効期限は変更無し										
5月 準備委員会 定期登録審査 5月17日 6月14日 準備月 説明会 6月6日 計 6月17日	6月 705 ホットメルト形 定期登録審査 9月13日	8月 480 水性高分子イソシアネート系 定期登録審査 10月 480 21 酢酸ビニル樹脂系溶剤形 41 αオレフィン樹脂系 339 ビニル共重合樹脂系エマルション形 4 ビニル共重合樹脂系溶剤形 11月 405	12月 定期登録審査 12月13日	1月 370 エポキシ樹脂系 書類提出締切 2月25日 定期登録審査 3月6日									
6月定期新規受付は従来通り 費用3,000円/件、 有効期限は 令和5年3月迄	967 酢酸ビニル樹脂系エマルション形 3122 アクリル樹脂系エマルション形 76 クレタク樹脂系 41 変成ジコーン樹脂系 15 シリカ化タレン樹脂系 02 ゴム系テックス形 88 ゴム系溶剤形 21 かくろアルテヒド樹脂系 計 3122	定期新規受付も9月分以降は4VOC基準適合製品 (キシレン新指針値対応)として申請を受け付けます。 費用3,000円/件、有効期限は令和5年3月迄	これら8種の接着剤種については従来の管理濃度と変更が無いため申請の必要は無い。 費用0円/件、有効期限は変更無し	1月 管理値が現行 と変わらない 8種の接着 剤は事務局で 更新し登録確 認書と個別証 明書を1月に 纏めて送付 3122									

P3

日本接着剤工業会

- 登録済の4 VOC基準適合製品は全部で5000件以上ありますので一度にすべての申請を受け付けることが出来ません。接着剤種毎に各月で移行申請受付を実施いたします。また6月、9月、12月、3月の定期新規登録受付は予定通り実施いたします。
- 定期登録申請については6月だけは従来通り、つまり旧指針値(新キシレン指針値非対応)で受け付けます。9月、12月、3月の定期登録申請は新キシレン指針値対応で受け付けますので新書式をHPでダウンロードしてからご申請下さい。新規登録製品を受け付けます。有効期限は令和5年3月末迄までとなります。
- 8月からは移行登録を受け付けます。例えば8月はホットメルト形接着剤ですでに4番台登録番号で登録済の接着剤の移行登録申請を受け付けます。審査に合格すれば5番台の新番号と登録確認書、個別証明書をご送付いたします。申請費用は1000円/件、本移行登録にて有効期限は延長はされませんのでご注意下さい。
- 10月は水性高分子イソシアネート系、11月は酢酸ビニル樹脂系溶剤形、αオレフィン樹脂系、ビニル共重合樹脂系エマルション形の4種、2月にはエポキシ樹脂系の移行登録申請を受け付けます。申請されない製品は4 VOC基準適合の表示が出来なくなりますので必ず申請してください。
- 新規登録申請製品の有効期限は令和5年3月迄となり、通常の有効期限と変わりません。

室内空気質汚染対策のための4 VOC自主管理規程(第9版)

JAIIA

変更のポイント

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程(第8版)

物質	J A I A 4 VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1未満	ただし、 メタ酢酸ビニル共重合樹脂系マテリアルを 含有する接着剤は、0.05重量%未満
キシレン	0.1未満	
エチルベンゼン	0.1未満	
スチレン	0.015未満	

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程(第9版)

物質	J A I A 4 VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1未満	ただし、 メタ酢酸ビニル共重合樹脂系マテリアルを 含有する接着剤は、0.05重量%未満
キシレン	0.1未満	酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形 アクリル樹脂系エマルジョン形 ウレタン樹脂系 変成シリコーン樹脂系 シリル化ウレタン樹脂系 ゴム系溶剤形 ホルムアルデヒド樹脂形 の各接着剤
	0.03未満	ビニル共重合樹脂系エマルジョン形 ビニル共重合樹脂系溶剤形 エポキシ樹脂系 の各接着剤
	0.01未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 α-オレフィン樹脂系 水性高分子イソシアネート系 ホットメルト形 の各接着剤
エチルベンゼン	0.1未満	
スチレン	0.015未満	

P6

- ・4 VOC基準適合製品登録制度のキシレン新指針値対応に伴い4VOC自主管理規程(第8版)の第5条が改訂されこの様に変わります。(第9版)
接着剤の種類により管理値が異なりますのでご注意下さい。

申 請 方 法

J A I A

登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 4 VOC基準適合製品登録申請書 (VOC様式-1)
- (2) 製品リスト (VOC様式-2)
- (3) 登録製品品質管理チェック表(**重要**) (VOC様式-6)

(非会員のみ提出)

非会員には更新案内を送付する。

- (4) 申請する品番の異なる 製品すべてに関する指定機関※1による
4 VOC含有量試験データ
- (5) 登録申請者の会社案内ならびに 申請者登録書 (VOC様式-7)

※1指定機関：株式会社MCエバテック



P7
日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

- ・ 次にシリ新指針値対応の登録申請の登録方法についてご説明いたします。
- ・ 移行申請には従来と同じように申請書、製品リスト、登録製品品質管理チェック表の3書式の提出が必要となります。製品リストについては従来通り,EXCEL電子ファイルでの提出が必要となります。書式はそれぞれ変わりますのでHPからダウンロードしてご使用ください。
- ・ HPには6月17日以降に本説明書と新書式を掲示いたします。
- ・ また非会員様は従来と同じように(4)と(5)(初回登録の方のみ)が必要となります。これらは従来と変わりません。

4VOC基準適合製品(キレン新指針値対応)登録申請書(第3版) VOC様式－1

JAVA

新基準対応の表記

4VOC基準適合製品(キレン新指針値対応)登録申請書(第3版)

日本接着剤工業会VOC自主管理規定第7条の1に基づき、4VOC基準適合製品登録を下記のとおり申請いたします。

第5条に基づき、登録申請する製品に関して4VOCを組成に配合していない製品であることを誓約いたします。

尚これに違反したことが判明した場合には、貴団体の処置に従います。

記

1. 申請製品名 OOOOO 計 点

2. 添付資料
製品リスト (VOC 様式－2)
(キレン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表 (VOC 様式－6)

3. 連絡先



日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

P8

- 申請書本紙(様式－1)はタイトル等、書式が若干変わりますが大きな変更はありません。

新規申請製品リスト(第3版) VOC様式－2

JALA

VOC 様式－2)

令和 年 月 日

新規申請製品リスト(第3版)

元号表記の変更

申請社名 :

申請件数 : 計 点

	製品の会社名	製品の種類	用途(内装使用部位)	製品名	4VOC基準適合製品 確認方法	備考 現登録番号が ある場合は必ず 記載
1						現登録番号 4〇〇〇〇〇
2						
48						
49						
60						

* 本紙はエクセルで作成し、e-mail添付で事務局(admin@jain.org.jp)まで事前に送付して下さい。

また、申請書類一式として原紙を提出して下さい。

* 4VOC基準適合製品確認方法には、VOC 様式－6 の登録製品品質管理チェック表で、
併記にした小分類番号【「はい」とした小分類番号 5・6、もしくは 7】を記入して下さい。

* 現登録番号がある場合は必ず備考欄に記入下さい。

* 件数が多いときは表を延長して記入して下さい。

* 接着剤の種類は第6条の表にそって記入して下さい。

* OEM先を含めて製品の会社名を記入して下さい。

重要

現登録番号
がある場合は必ず
記載
新規の場合は不要

申請書作成上のご注意(文字の使用について)

* 株式会社や有限会社等、社格は略記号【㈱・㈲等】を用いないようにして下さい。

* 社名、製品名でカナ文字を使用する場合、全角カナを使用して下さい。

* 社名、製品名で英数字を使用する場合、半角英数字を使用して下さい。

注意書きの変更



日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

・様式2の変更点をご説明いたします。

- ・製品リストですが現4VOC登録製品を移行登録される場合は、備考欄に必ず現登録番号(4〇〇〇〇〇)をご記入ください。新製品の場合は必要ありません。
- ・また社格は必ず省略しないでご記入下さい。(例 株式会社、有限会社等)

(キレン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表(第4版) VOC様式 - 6

JAPAN

(キレン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表(第4版)

区分	小分類	チェック内容	評価結果 いずれかを○で 囲って下さい
製品規格	1) 製造元	製品の販売者は明瞭か?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	2) 原壳元	製品の原壳者は明瞭か?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
製品仕様	3) 用途	使用用途は明瞭か?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	4) 仕様	使用仕様や条件は明瞭か?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
製品 「必須項目」	5) 工程	製造工程やVOCを管理する上合むものを持続していない、かつ洗浄にVOCを管理せよとしたものを使用していないか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	6) 原材料	使用原材料の全てがVOCの管理値以下であるか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	7) 測定	工程でいいえ、もしくは原材料でいいえの場合、生産製品の分析測定で合意がVOCの管理値以下であることを目指し、かつ管理しているか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	8) 品質管理 「必須項目」	原材料の品質規格を定めて、原材料管理しているか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	9) 製造工程管理	製造の工程管理方法を定めて、工程管理しているか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	10) 体制	品質責任体制は明瞭か?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	11) 質量の有効	会社等貢献時の品質や評議体制は明瞭か?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
各種法規制	12) SOS	SOSの内容に矛盾や間違いはないか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	13) 表示	うまい表示は正しくされているか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
その他	14) 実技	使用実験はあるか?	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

・登録申請品について、各評価区分についてチェックし、VOC様式-1に添付すること。

・「必須項目」の区分の評価結果は、小分類5)6)8)9) (*) が全て「はい」の時、もしくは小分類7)8)9) (**) が全て「はい」の時、登録を認める。

・6) 原材料では、原材料メーカーの宣誓書、保証書等に関しては、数値0.1重量%未満(酢酸ビニル樹脂系エマルション、アクリル樹脂系エマルション、ケルカ樹脂系、変性シリコーン樹脂系、シリカケルカ樹脂系、ゴム系テックス形、ゴム系溶剤形、ホルムアルデヒド樹脂形、の各接着剤中のキレン含有量)、数値0.03重量%未満(ビニル共重合樹脂系エマルション、ビニル共重合樹脂系溶剤形、エボキシ樹脂系の各接着剤中のキレン含有量)、数値0.01重量%未満(酢酸ビニル樹脂系溶剤形、α-ペラフィン樹脂系、水性高分子イソシアネート系、ホットメルト形の各接着剤中のキレン含有量)、0.015重量%未満(スレーブ)であること(接着剤の種類でエボキシ樹脂ビニル共重合樹脂系エマルションを含有する接着剤のトルエン含有量管理値は、0.05重量%未満であること)の記載が必要である。

意図的には添加していない等の表現のものは不可とする(含有量測定を必要とする)。

・問題が生じた場合には、小分類の5)及び6)は、原材料4VOC含有量データとVOC工程管理方法データ、及び生産製品の4VOC含有量測定データ等を提出すること。小分類の7)は、生産製品の4VOC含有量測定データを提出すること。以上の事を確認した上で、貴社の代表者または接着剤事業の責任者あるいは品質保証の責任者が署名を行い、社印または代表者印あるいは責任者印を捺印する。

P10

日本接着剤工業会

重要 含有量再確認



・(キレン新指針値対応)登録製品品質管理チェック表も管理値が変わりますので管理の仕方が変更になります。これまで原材メークーの宣誓書、保証書は0.1重量%未満であるとの記載が必要でしたが、今後は接着剤種に応じて、それぞれ0.03重量%、0.01重量%未満であることが必要になります。意図的には添加していない等の表現はこれまで通り不可とする(含有量測定を必要とする)ことには変わりありません。

・管理の考え方へ変更はありませんが管理値が厳しくなりますのでご注意下さい。

登録確認書 VOC様式－3

JATA

(VOC 様式－3)

元号表記の変更

令和2年1月31日

4 VOC基準適合製品(キレン新指針値対応)登録確認書(第3版)

株式会社○○○○ 殿

新基準対応の表記

日本接着剤工業会
会長 野川隆幸

日本接着剤工業会VOC自主管理規制第11条に基づき、4 VOC基準適合製品(キレン新指針値対応)登録を下記の通り確認したので通知します。

製品登録：計 2 点

登録番号 J A I A -	製品の会社名	種類	用途 (内装使用部位)	製品名
1 5 0 0 0 0 0	株式会社○○○○	ホットメルト形	斜線	日接工300
2 5 0 0 0 0 0	株式会社○○○○	ホットメルト形	斜線	日接工400

以上

新規ビニル樹脂系アクリル系、アクリル樹脂系マルション樹脂、アクリル樹脂系、
聚丙烯酸系シリル化のレジン樹脂系、ゴム系セラミック系、ゴム系樹脂系、
由来アリゲート樹脂系等の各種着剤については登録確認書の用途欄を削除する
(事務処理上の都合から)

P11

- 次に新指針値対応の移行登録を頂いた会員様に発行する登録確認書ですが、用途欄の無いこの様な書式となります。これは純粋に事務手続き上の理由によるものですのでご理解下さい。

個別証明書

JAIA

新基準対応の表記



JAIA-4 VOC基準適合製品(シン新指針値対応)登録証明書

株式会社 日接工

元号表記の変更

令和2年1月31日

日本接着剤工業会
会長 野川 隆幸

下記の製品は、日本接着剤工業会室内空気質汚染対策のための
VOC自主管理規程第11条に基づき、4 VOC基準適合製品として
登録されていることを証明いたします。

記

登録番号 : JAIA-500000
製品名 : 日接工300
接着剤の種類: ホットメルト形
登録年月日 : 2019年3月8日
有効期限 : 2022年3月31日

有効期限は更新されない
現在のまま

(A)

P12

日本接着剤工業会

- ・次に個別証明書ですがこの様に新タイトルと5番台の認定番号が記載された個別証明書を発送いたしますのでご確認下さい。

登録マーク表示モデル VOC様式－4

J A I A

1 製品への表示項目

1 日本接着剤工業会（J A I A）登録
2 登録番号
3 4 VOC基準適合
4 製造社名（○○○○○株式会社）（製品容器の表面に表示があること）
5 商品名（○○○○○接着剤）（製品容器の表面に表示があること）
6 ロット番号
7 問い合わせ先（<http://www.jaia.gr.jp>）

日本接着剤工業会登録
登録番号：J A I A - ○○○○○
放散量区分：4 VOC基準適合
製造者名：○○○○○
問い合わせ先：<http://www.jaia.gr.jp>
ロット番号：○○○○○

J A I A - ○○○○○ 4 VOC 基準適合
問い合わせ先：<http://www.jaia.gr.jp>

J A I A - ○○○○○ 4 VOC 基準適合

J A I A 4 VOC 基準適合
J A I A F 4 VOC 基準適合
J A I A F 4 VOC 基準適合
J A I A F 4 VOC 基準適合

A

日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

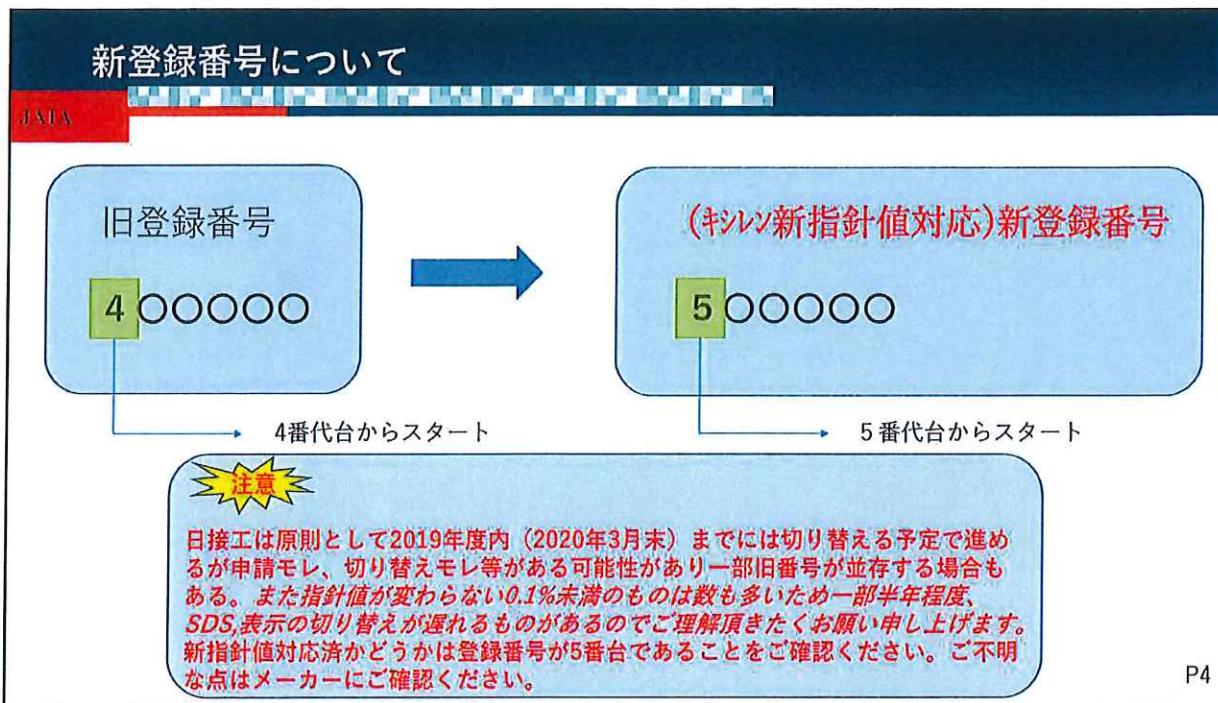
従来と表示が変わらないもの

重要

新基準適合申請をせずに旧番号のままでは4VOC基準適合の表記は出来なくなりますからご注意ください。！！！

・次に製品表示についてです。

- ・登録マーク表示モデルはキレ新指針値対応製品になっても変更はありません。
- ・ただし登録番号を記載しているモデルは4番台から5番台への切り替えが必要となります。
- ・特にご注意頂きたいのは、キレ新指針値対応移行登録申請をしないそのまま製品表示を続けると違反になりますので特にご注意下さい。
- ・つまり、販売を継続する製品はすべてキレ新指針値対応登録申請を実施していただきます様お願い申し上げます。



- ・最後に登録番号についてです。
- ・現行4 VOC登録番号はすべて4番台で始まりますがキシレン新指針値対応新登録番号はすべて5番台となります。つまり登録番号を見れば新旧の判別ができます。
- ・また日接工としては原則として2019年度内（2020年3月末）までには切り替える予定で進めますが申請モレ、切り替えモレ等がある可能性があり一部旧番号が並存する場合があります。
- ・また指針値が変わらない0.1%未満のものは数も多いため一部2020年9月末程度迄、SDS表示の切り替えが遅れるものがあるのでご理解頂きたくお願い申し上げます。

ご説明は以上となります。

参考資料1 4 VOC基準適合製品登録[変更・取消]届出書 VOC様式-5

JAIIA

(VOC 様式-5)

元号表記の変更のみ

令和 年 月 日

日本接着剤工業会
会長 土田耕作 殿

届出会社名
代表者氏名
連絡者氏名

印

4 VOC基準適合製品登録 [変更・取消] 届出書(第2版)

この度、貴工業会より4 VOC基準適合製品登録を受けました接着剤について、下記の(変更・取消)をしたく届出致します。

記

1. [変更・取消] 変更: 点, 取消: 点
2. [変更詳細] 有, 無

P14



日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

・次に様式-5、変更・取消 届出書ですが元号が変更となります。

参考資料2 申請者登録書（非会員のみ）VOC様式－7

JALIA

(VOC様式－7)

日本接着剤工業会御中

元号表記の変更のみ

令和 年 月 日

記載者名

電話番

申請者登録書

日本接着剤工業会室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定第3条に基づき、申請者登録を下記のとおり申請いたします。

P15



日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

- ・次に非会員様にのみ初回だけご提出頂いている申請者登録書ですがこれも元号のみが変更となります。

参考資料3 4 VOC基準適合(キシソ新指針値対応)製品登録(更新)申請書 VOC様式-8

JATA

元号表記の変更

(VOC様式-8)

受付番号
更新年月日 令和 年 月 日
令和 年 月 日

日本接着剤工業会
会員 土田耕作 殿

申請者住所
申請会社名
代表者氏名 印

4 VOC基準適合(キシソ新指針値対応)製品登録(更新)申請書

日本接着剤工業会室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定第8条に基づき、
4 VOC基準適合製品登録(更新)を下記のとおり申請いたします。
第5条に基づき、登録(更新)申請する製品に関して4 VOCを組成に配合していない製品で
あることを誓約いたします。

尚、これに違反した事が判明した場合には、貴団体の処置に従います。

1. 申請製品名 OOOO 記 点

2. 添付資料
登録製品品質管理チェック表 (VOC様式-6)
更新申請製品リスト (VOC様式-9)

P16

日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association



- ・様式-8、更新申請書ですが元号とタイトルが変更となります。

参考資料4 更新製品リスト(第3版) VOC様式-9

更新 製 品 リ ス ト (第3版)						令和 年 月 日
申請社名 :						元号表記の変更
申請件数 : 計 点						
	製品名	製品の会社名	種類	用途(内装使用部位)	4 VOC基準適合製品確認方法	登録番号 J A I A -
1						
2						
48						
49						
50						
* 本紙はエクセルで作成し、e-mail添付で事務局(admin@jaia.gr.jp)まで事前に送付して下さい。 また、申請書類一式として原紙を提出して下さい。 ※ 4 VOC基準適合製品確認方法には、VOC様式-6の登録製品品質管理チェック表で、 指定した小分類番号【「はい」とした小分類番号 5・6、もしくは 7】を記入して下さい。 * 件数が多いときは表を複数して記入して下さい。 * 接着剤の種類は第6条の表にそって記入して下さい。 * OEM先を含めて製品の会社名を記入して下さい。						
申請書作成上のご注意(文字の使用について) * 株式会社や有限会社等、社格は略記号【㈱・㈲等】を用いないようにして下さい。 * 会社名、製品名でカナ文字を使用する場合、全角カナを使用して下さい。 * 会社名、製品名で英数字を使用する場合、半角英数字を使用して下さい。						
注意書きの変更						

P17

日本接着剤工業会
Japan Adhesive Industry Association

- 最後に、更新製品リストですが元号と、社格表記の注意書きが変更となります。ご確認ください。